

婦人関係資料シリーズ
国際資料 No 30

主婦の経済的獨立

労働省婦人少年局

はしがき

この資料は1948年プラグで行われた国際婦人協同組合合議においてベルギー代表のフェルナンド・ヘイマン・クーロン夫人によって提出された「主婦の経済的独立」と題する論文を翻訳したものです。

今年は婦人週間の目標としてとくに家庭や社会の経済生活における婦人の実力の涵養をとりあげておりますので参考資料として役立つまいと思ひ刊行いたします。

"The Economic Independence of the Housewife"
By Mme. Fernande Heymann-Coulon

1948 - 国際婦人協同組合

1954年3月22日

労働省婦人少年局

主婦の経済的独立

国際婦人協同組合会議上においてベルギー代表、フェルナンド・ヘイマン・クーロン夫人によって提出のもの

一九四八年プラグにて

此度私共は国際ギルド委員会より、本問題に関して研究報告をするよう依頼を受けた。隈なく尽した報告をしようとすれば専門家の研究によらざるをえないが、それは本報告の域を越すものである。その上、論を尽した研究から引き出される結論は家族関係、経済、社会、その他の条件がちがういろいろな国が集まっている国際団体として避けがたい数多くの論争をひきおこすばかりである。

問題は錯綜している

英国の同志によつて私達の面前に提出された「どうすれば婦人は経済的に独立できるか」の問に答えるには、たとえ間接的示唆の形でその問に答ずるとしても、必ずや数々の異つた領域に分け入らざるを得ない、即ち民法の領域、社会保障、家族手当、公共事業、生産からみた主婦の経済的能率、国民所得、国民生活の生活水準等々。主婦の経済上の地位を主婦だけを念頭において研究することは不可能である。主婦の仕事は家族というわくの中で、家族のためになされる。これは同時に、国の経済的諸条件に依存していることである。これら諸条件中オーのものは購買力の増進である。

購買力の増進

主婦の経済的独立は、オースに、家計が許す範囲内にある品物の分量に懸っている。

子供に、更には母親にすら相当額の生活手当があるとし、母親は更に特別の給料をもらっているが、夫の全面的地位を得ていて夫が給料袋をそつくり渡してくるものとして、国一般の賃金が絶えず物価の後を追ひ、中間搾取が多く生産者は物価の上げのため結託し、

人は常時失業しないかと脅えながら暮しているようなところでは、主婦の独立は今なお実現され得ないのである。(即ち一九三一〜三三年に米国で十万人、ドイツに五百万、英国に二百万の失業者がいた。)

男女平等のための闘争は民法改正の闘争のみに過ぎる訳にはいかない。準備費の可能な削減が可能なような良い世界と平和を目指す闘争でないとしたらそれは無意味な話である。

主婦の経済的独立は相対的な問題だ

主婦たることが若し経済的隷属を意味するなら、既婚婦人の多数が自分自身の収入を保証する有給の職場を我から抛棄していることや、他にも多数の者が同様にしながらついていること、又あるいは多数の若い娘がすてきな結婚をして稼ぐことの必要から免がれる希望で日を送っていることを人は何と説明したらよからうか？

一方、夫の失業や疾病の不安とか、その給料不足が婦人を工場に繋ぎとめているのである限り、そこに何の独立性もないのだ。既婚婦人をして家庭外に職を求めさせるのはいつか自分の収入を持ちたい欲求ばかりとは限らないのである。

ボルネモア(米国)で既婚勤労婦人の間に行つた最近の調査では次のような数字が出た。即ち六六%は家計の収入を増す為に働いている。七%は本人乃至他の者を養う為。七%は自分のお金乃至仕事そのものを持ちたいから。二〇%は住居とか家の品物、子供の教育費、或は、月賦に備えるためといった、はつきりした目的を持っていた。

給料の用途についての問には多くの者が金額を家族のために使うとこたえた。六%は給料の半分以上を家族の入費のために捧げる。九%は $\frac{1}{4}$ 以上、一三%は $\frac{1}{4}$ 以下、そして残つた一三%だけが家族の生活のための定期的援助を何らしていなかった。

もう一つの調査は一九四〇年米国で、家を外にして働いている若い母親を対象として行われたのだが、これは、夫の稼ぎが年ドル

以下の家庭では一三%、妻が家の外で働いているのに、夫の給料が二千ドルに達し、或はそれを超えるとこの数が五%以下に下る事実を明らかにした。

婦人の経済上の地位が本来的に夫の地位にいつか依存していることは明白である。他方その反対も真実である。多勢の男はその母連の地位を妻の聰明な協力に貢つてゐるし、又同様に別の多くの男は妻の丁然たる勞働さの爲苦難を嘗めている。

この實を明らかにした上、次に家族の爲にたすう一身を捧げている婦人たちにむつと大きい独立性を与える上に基ましい各段階の検討へ歩を進めるよう。

法的措置

「結婚は権利の平等に基づいた結合と考えねばならぬ」

私共は皆、主婦の独立の問題を、「給料をやればいゝじやないか工業のせたちは給料をもらつてゐるんだから！」の一言の下にあつさり片附けたがる人がいることを承知である。

誰がこの給料を払うつもりか、どこからその財源を持つてくるのか、どんな率でとか、あるいはまた、夫の稼ぎが懐尻をあわすに危なかしい場合、婦人はその給料をどんな目的なら使つてよいとされるのかとの問題を考えるために立どまることは私共はよそう。

別の人々は「給料」の代りに「給付」や「手当」を以てすべきだという。これらの云い方とてより直当しているとは見えない。これらの語は必ずしもサーヴィスの提供をふくむ訳ではない。「疾病給付」とか「難民手当」「失業手当」というではないか？

主婦が「手当」を受けるべきだとは考えない。ことに「労働政院」や産業評議会が有給の職業を共同体の仕事と考えられている現在、主婦が「手当」を食ふべきなどとは私共は考えていない。

妻は家庭という共同体の中で平等の権利を持った共同出資者とみなされなくては行けない。

妻が遂行する仕事は夫が家の外でするのと同様に重要なのである。

スカンジナビヤ諸国の法律はこの事実を成立を以て認めている。これに対する反対意見はこの承認が純粹に精神的だから意味ないというにある。夫婦の間にそんな規則などいないような大抵の家庭では、そのような規定が不必要なのは確かにむねである。しかしこの原則こそ、結婚生活における当事者双方の平等を神聖な規則とし、双方の独立と同時に結合させ、一家の利益のためには相互に結合することを当然のことと見做している立法の基盤になつたものである。

一九二〇年スエーデンで通過した法律では男子が所有するような権利、即ち婚姻に際し、特有財産とは別に、共有財産の一部ではあるが自由に処分してよい共同財産を所有する同じ権利を婦人が持つことを規定している。但しこれに例外となるのは不動産、家財、その他婚姻法に準據するものの一切である。そのような場合には当事者相互の同意が必要である。

これは、婚姻期間中に取得した物一切に対する「夫婦間の財産共有体」、フランスやベルギーの "*la communauté réduite aux acquêts*" と殆んど同じことである。但しスエーデンでは夫は共有財産の独占所有者ではなく、妻も同等の条件で権利に与つてゐるだけの違いはあるが。

イギリスでは、ナポレオン法典を入れていない他の国々同様、婚姻の当事者は久しい以前より法律上平等である。

一八八二年及一八九三年の法規は既婚婦人が自身の動産に対して全面的権利を持つことを許している。彼女はそれを自由に処分することとできるし、契約を結ぶこともできる。又、いわゆる「特有利」は自分の稼ぎの結果取得した財産一切にも及ぶ。財産の特有利は法定なのである。

一部の権威者によればこの法律は、財産もなく何う個人収入も持たずいたすら家事に追われてゐるような妻にとっては何う特別の値打はないとのことである。

面白いのは一九四三年オックスフォード(英国)の法判決が婦人界と協同組合の間の一九二〇年

(4)

同組合の双方の中に大騒ぎを惹起したことだ。控訴院で支持されたその判決とは、オックスフォードの協同組合に対し、ある婦人が家政費をへてくつて株の形でもつていた百三十ポンドをその夫に対して支払うように命令したものだつた。

妻は自身の特別有能な家庭の切實によつてのみこの金富を節約できたのであり、権利の平等という裏からすれば彼女は夫の共同出資者(パートナー)であること、又さもない限り彼女の立場は有給の家政婦にも劣るとの論議を立てようとした担当弁護士の苦悩も徒勞に終わった。その判定は、婦人が家政上節約できたとき、節約できた貯金は法律上夫に属する。何故ならば、妻が個人的な銀行口座をもつことが出来る筈には夫に何か不自由をかけた場合もあるやうなうというのであつた。これが、妻は家を保つために夫によつて雇われているのだとの議論を破つた。彼女は家事使用人が持たない地位を享受しているのである。妻を夫の一使用人と考えるのは法理全体の顛覆を意味するものであろう。

この決定の直ぐあと、エディス・サンマースキル女史は議員四十三名の支援を得て、(註、労働党婦人議員、一九四五年末、労働党の食糧省政務次官)既婚婦人の財産に関する一八八二年の改正案を提起したが、それは、賢明な家政の結果自分に取得した貯蓄中適当額は彼等に持つ権利を附与しようとするものであつた。

このオックスフォード協同組合は何ら特別指令を受けはしなかつたが、英同協同組合本部の法務部では何々の組合に、何百万といふぬ違ひ何千かの、つましい額を抱えた婦人組合員を増殖させるために声明する必要があると考えた。

判決の合法性を論じることにはせずに、協同組合本部ではその会員に、この問題はそれほど簡単ではない、夫は組合の勘定台に現れれば組合にある彼の妻の貯金の請求を申出るだけではないのだと教えた。夫は法廷に訴えねばならず、法廷は夫の請求権が正当かどうかきめねばならないのだと。

こうした事の起らない限り、協同組合の婦人会員は自分の責任で

(5)

自分の出資した分の配当を引き出す権利を、自分の口座にあるお金に対して権利をもつと同様持てるのである。

イギリスでは、もちろん他の何処にもまして協同組合の資本は主婦たちのへそくらの結果なのであつて、会費はその配当を品物や現金で引出す代りに株券としてたまるに任せている。(一寸説明すると一九四七年には「株式資本」の総額は二億五千万ポンドに上つたが、これは一千万組合員に配分すれば一人当り二十五ポンドになる英を私共は指摘せずばなるまい。)

つい先刻触れたオックスフォード事件の時、この題目に關しての質疑に答えた在ロンドンノルウエー婦人事務局では自分たちの国ではこうした判決はおこりそうもないと述べた。この国では貯金が配偶者双方の共有財産と考えられているし、おまけに、夫が妻に対し払つてしるべきと考えられる金とは、家政経費のみならず妻の特別な入費分を含むのであるから。

ナポレオン法典の影響下にある国々では、婚姻に特別の契約をつけられない限り婦人はどんな財産を所有することもできない。財産別有の法律によれば彼女には同じく管理する権利だけはあるが、夫の承認なしに売る権利はない。一般に、既婚婦人は法律上の制限のために無能力者にされている。

この時代錯誤に終止符をうち、婚姻法を改訂して婚姻当事者各自を二人一諾の生活中に取得した財産の処理に参加させることが可能となつてきた時代に、数々の法制上の提案が行われるのは驚くに当らないことなのである。

即ちベルギーでは、自由主義婦人団体の長、ジョルジエツト、シセル夫人は、スエーデンの一九二〇年法と一九四六年三月三十日フランス国民議会に呈された提案から直接刺激を受けて、一つの計画を上院に持出した。シセル夫人は財産別有の長所と共有財産のそれとを結びつけると共にそれらの短所を避けることを目指すのである。すなわち配偶者は各自の勤産と、婚姻(即ち取得)財産の所有権をわつことになるが、後者はとくに配偶者双方の貯金や何々の財産からの

利益や収入をふくむ。併しなほ配偶者の存命中は不動産及婚姻家財の処分や婚姻財産の贈与行為に配偶者の同意は必要である。婚姻解消のときは、負債の控除を行つたあと婚姻財産はすべて等分される。婚姻期間中は婚姻当事者の双方もしくは一方により一家の利害上争はれた負債は当事者双方の連帯責任となる。

この立法計画は他の第三者や子供たちの利害をも考慮しているがそれをもとに簡単にでも分拆することはここではしない。

ブルム夫人(註、婦人社会主義者会長)は最近婦人社会主義者の名に於て一つの議案を提出したが、それは婦人にとって多大の関心を持てるもので離婚問題を扱っている。

しかしこれらの新しい動向を以て、ベルギーでは今日まで既婚婦人に貯蓄を奨励するために何一つとして成しとげていないなどと考へられては困るのである。

一九〇〇年の面白い法律については述べておく値打がある。これは、夫から異議がぬれ限り、妻が何人名で国立貯蓄銀行(*Caisse Générale d'Épargne de l'État*)の預金通帳を持ち、その預金から或金高を引出す(実際は千フラン)ことを許すものである。

一九三二年法は、勿いて稼ぐ妻が稼いだ中からした貯金のうちから自分の分をとつておく権利を規定しているが、これは共有財産にはなるが妻が使うことが出来るのである。

この考え方を延長して自分の家庭で働いている婦人にまで及ぼすことは不可能ではない。しかしこの考え方は時に既婚婦人(自分でも稼いで暮している婦人ですら)の法律上の無能力と衝突するので、我が国の婦人団体では、こうした新しい考え方を古臭い法律に適合させるよりむしろ現代にわつと調和した新しい法律を婦人のためにつくる方を望んでいる。

しかし全体の構成は一時にぞつくり替えてしまへない筈で、私共としては必要な変改を達成するためにあらゆる可能な方策を試みて二つ二つと連直していくことを決して怠つてはならないのである。

消滅せねばならない大きな不公平の一つは、夫ひとり「家」の処分権があり、妻はその問題について何の発言権もないことである

「家」が妻の「職場」で妻の生活の中心である以上、「家」は夫よりも妻に対してははるかに大きな意義を持つのである。

婦人が経済上に広範な権利を享受する米国ですら「家」が特別の法規題目になっている處は一言する値打がある。即ち十一の州では「家」は（いくらかの制限つきで）生残る配偶者の財産となる。外の三州では寡婦だけの財産である。十三州では生残った配偶者が終身占有権を持つ。他方ほかの十五州ではこの権利は寡婦のみに限られている。外の州ではこの占有権は一定期間だけ、例えば末子が成年に達するまで、といった具合に制限されている。

妻を夫の共同生活者として認めるべきことは貯蓄関係の場合ばかりに限らない。一家の定収入源が関係する場合（その主要部分は夫の稼ぎである）にも、妻は同様の承認を求める権利がある。この妻はよく保護されている。家政上及び子供の養育に必要なだけの金を妻に供する義務を夫が述べることの出来る国は近代国家群の中にはまず一つとしてない（少くとも妻の方が悪くない限り。）

スキャンジナビヤでは夫は稼ぎ高に応じて家政に金を出さなくては行けない。これは即ち、夫は、食べさせるだけ以上のものを妻に与えねばならないという意味だ。フランスの法律にも又このための規定があつて、夫がもしそうすることを拒めば妻は離婚できるのである。夫はそれ上、法律によつて、その資力に応じて子供の生計費を出すことを強制されている。

等しく考慮されてよい措置は、夫が資産の一部を隠匿していると想像する理由が妻にある場合、夫の資産調査を命ずる法廷命令権である。

妻を服従させるために金銭論法を使う夫達については、傑出したオーストリアの婦人協同組合員でジャーナリストの、アリス、ウーマスレーに私は賛意を表しよう。彼女はこういった一そうした場合ただ一つの解決策しかない、それはそうした暴逆から婦人を解放することだ。

生活のあらゆる危難に対して自分自身を護るのは到底出来ない相

哉だ。一番よいことは不測の事柄に対して備えることなのである。

経済的措置

主婦に経済上の独立を保証する最上策が勤労大衆の生活水準の引上げにあると私は既に述べた。このことを達成する道の一つは、むしろ、働いている人々にいくらかなりと有利な方向に国民所得を新たに再分配することであろう。

フアン、デル、アー教授によれば（一九四八年三月二十日及二十三日評論「Syndicates」ブルツセル）、米国の国民所得の六五％は俸給（もしくは賃金）として支払われている。英国及オランダでは五九％、ベルギー（一九四六年）で四七％である。教授は、物価政策で賃金政策を補足しなくてはならず、それは又生産合理化と能率的な分配機構を通して到達されねばならぬと考えている。

主婦を助けてその仕事を完遂させる上には労働組合と協同組合も一役買わなくては行けない。エミイ、フロイントリヒがよく云つていた通り、主婦は市場の状態により、物価の操作により、品質の変動により、一々の場合に不利な目を見るのである。そしてこれはすべて、今日の経済総体が利潤私有の精神を規制されていることに原因しているのだ。主婦の地位は、共通の福利の精神が経済生活の中軸とならない限り決して改善されることはないのである。

この達成のため彼女たちが持つのは選挙権ばかりではない、強力な協同組合運動を建設できるような購買力もある。これはより公正な分配条件をつくり、国富生産に資する人々も大きな割で品物を確保出来るようになる。

又力説しておかねばならないのはこのことがより一層人権の問題、市民各人の権利の問題となることであり、市民は経済上の権利、殊に働くことと社会から保護されることの権利について保障されてしかるべきだということである。

国際婦人協同組合では国連「婦人の地位委員会」が婦人の経済問題を考えるにあつて主婦のそれをぬかしてはならないと要請した

が、その協同組合の要請は同意された。

家族を養ひ、食べさせ、心地よくさせることを務めとする人たちの最大の福利の協同委員会が勇敢に努力されることを私共は望みたい。

社会的措置

私共は家族手当を経済的よりは多分に社会的な措置と考える。家族手当は、一國の繁栄に何ら影響を与えず国民全体の生活水準をあげるような何の微候もみせず、分配により大きな公正を保障する役を果たす。

実際にはこの手当は米国、スイス、及デンマークでは存在しないので、又スウェーデンではほんの最近とり入れられたばかりである。しかもこれら各々の國では国民の生活水準は羨ましい程高い。

フランスの一四%に対して、ベルギーの企業家は俸給資金の六%を家族手当として支払っている。その状況はフランスよりベルギーの方がずっと良好なことは周知の事実であつて、或公的声明によればベルギーの勤労家庭の購買力はフランスの二倍に当る。それでもなお家族手当がむつとむつと普及し、且価値が増すのは望ましいことである。家族手当は幼い無邪気な者を保護し、費用をより公平に配分し、主婦と母親の仕事に或程度承認する上に役立つ。この手当は「各人が要するだけ」の協同主義のスローガンに添うる筈なのである。

これら家族手当の財源は國々でちがう。

即ちスウェーデンと英國ではこの手当は國家の責任であり、万人に支払われる。

他方ベルギーとフランスでは使用者は資金を払うその上に、資金の一定割合を特別の補償資金に払いこみ、それがあらかじめきまつた率に應じて受給者に支払われる。

ベルギーの自営業者は子供のある者に手当が支払えるよう連帯資金のようなものを設けることを法律で強制されているが支払われている金額は資金所得者に払われる額の半分を下廻っている。

次の数字は、子供に対して支払われる額についていくらかの概念を与えると思う。即ち、スウェーデンでは子供は各人年二六〇スエーデンクローネを受け取る。英國では全部の母親が子供一人に週五シリングをもらうが、長子だけは例外となつてゐる。(父親の疾病又は失業の際は彼は他の特典に加えて長子分として七シリング六ペンスをもらう。)又子供はすべて学校で牛乳をもらひ、無料学校給食はますます普通のこととなつてゐる事を銘記しておいておこう。

ベルギーでは、手当は子供全部に同じではない。賃金労働者の場合、支払金額は最初の子供二人について各々月二〇〇フラン、三人目の子供は七〇フラン、四人目が三五〇フランで、そのあと一人につき五〇〇フランづつとなつてゐる。

むつとはつきりさせれば、ベルギーの労働者で平均月収三六〇〇ベルギー、フランの者(これは英國で週最低五ポンドの資金に相当する)は、三人子持の家族なら二五%余分にむつと、家族に五人の子供がいれば五〇%多く、又八人いれば一〇〇%多くもらうのである。

フランスでは仕組はむつとずつとややこしい。それを説明するにはあまり多くの数字がいり用だろう、というのは部門部門で違ひ、子供の数によるばかりが、父親が一家の唯一の稼ぎ手であるかないかにも関連してゐるからである。例としてはこういへば十分だろう、二人の子持の母親は二万フランの家族手当に加ふるに「單一」給料分の特別金四千フランをもらうことになる。子供が三人なら家族手当は五万フランで加ふるに五万フランが「單一」給料分として又四人の子供だと概当額はそれより八万フランと五万フランになるのである。

或る計算方式によれば労働者の給料は四人の子持で倍加し八人だと三倍になる。

式種産業資金(北部の繊維産業など)は母子給付—正真正正の出産給付だ、つまりこれは二回の分娩の間隔が三年以上をこえない時にのみ支払われる(初産児に三万フラン、そのあとの子供には二万フ

ラング)の形をとつて、法律上要求されている手当に加えて重要な利益を供している。一部の婦人たちから、手当は父親の給料と無関係に子供の費用全部を賄うに足るだけにすべきだという見解が述べられている。

本報告の見地よりすれば、そうした解決は確かに理想であろう。そうならば、父親が病氣であろうと失業しよう、死のうと失踪しよう、将又入百よろずの手段で家長的責務を継承しようとしようと、一切無関係に、母親は自分の子供たちを養うだけのものはもらえることになる。

そうした方法に対する反対意見は、家族手当が割増金的性格を失うなり労働者は何を努力する気も起さなくなろうとの根拠に立つている。大家族の場合はそれが報酬の主要部分となろうし、暮進と独立しているから、より良心的でない親たちは社会の費用で生活し子供のための朝前を自分たちの入用に使ふことになろう。にも拘らず、手当は一般に失業者や病人、孤児に対しては依然支払われており、これらの人々に対してはベルギーと、殊に英國では、特別な斟酌がとられている。未亡人となつた母親たちは、欠乏から保護されている。

跡も形もなく失踪してしまつたり、又はひどい怠け者で働かず、不時の敗類で暮らしている父親を持つた子供たちに対してはベルギーではまだ何もしていない。母親としては自分で働きに出るか、公共の援助を求める外何の策策も残っていない。これは注意に値する問題である。

保守勢力の手のうちでじき奴隷の手段と化してしまへる、この家族手当の問題を、進歩的な団体や、特に婦人団体はくわしく研究しなくてはならない。

この問題に関する労働組合の意見は微すべきである。

現状——主婦の賃金

「主婦として又母としての働きを以て婦人は社会に貢ぐものの一切に報いて」と吾人は認めてよいものが、いけないものか？」

——レオン・ブルム(註、フランス

の政治家、社会党主として人民戦線をつきい、一九三六年～三七年首相となる。評論家でもある。)

現在或国々、殊にベルギーで今日の問題となつてゐる一つの問題は、主婦が家庭内でなす仕事に対して、外に専向の職業による金銭収入を持たずにいる限り、彼女に一定額を支給することのそれである。

これはカトリック教国に見られる婦人が働くこと、少くとも母親が工場や事務所で働くことに対する古くからの反対態度に一致するものである。事情は兎に角、左翼団体のあるものは主婦の爲の賃金主義をきわめて熱烈に支持している。

スペインではこれは若い家庭への貸付の形をとつてゐるが、その貸付は若妻が有給の職場をやめれば倍額される。

フランスでは主婦の給金制は一九三八年に導入された。想像もつくように、これは小ほどの費用の因となつた、それというのを補償金は家庭内で有給の仕事をしていたり家庭外で時間制で働いている主婦多数にまで支払われたからであつた。

この法律は一九四〇—一九四一年と一九四六年十二月十四日の法令によつて多少調整された。これは「單一給料手当」"Allocation de salaire unique"の名で知られている。この報償金即ち手当は、給料収入源が唯一つしかない家庭に対して支払れる。源泉は仕事に対して支払れる俸給賃金からのものでなくてはならない。「單一給料手当」は給料の爲に働いている独身者にも、又同様に賃金所得者の寡婦に対しては支払れる。「單一給料手当」は職業による収入と無関係にもらえ、又子供が一家の扶養家族でなくなつた場合にももらえる。

私共が注目してほしく思ふのは、夫婦の一方の職業上の収入がその地方(部門)の平均収入の $\frac{1}{2}$ をこえない場合の特別金についての規定のことだ。妻はこれによつて、手当を請求できると同時に職業時間の三分の一を限度に外でも働き続けることができるのである。

「單一給料手当」につく特別金の重要さは次の事実で最もよく説明がつく。(ベルギーのキリスト教労働組合誌より) 即ち一九四八年六月ではそれは、五文以上の子供一人の時月一千(フランス)フラン、五文以下の子が一人だと二千フランに上った。正常の家族手当は一人子の場合支払れないから一人子持の母親の賃金所得者は何ももらえないのである。

子供が二人の場合は「單一給料手当」は四千フラン、三人の子供は四人と同様五千フランである。これらの金額の上に、母親が稼いでいないのに拘らず家族手当が加算されるべきにならないのであつてこの事は私共が既に触れた所である。(或地域では少々下廻る額を払っている。)

フランスにあこることは何でも大きな反響を呼ぶ国ベルギーでは幾つかの提案が之も提案になつていたので、それをおいつまんで述べてみよう。上院でキリスト教社会党を代表するバール夫人は、母親が家に残っている場合の家族手当の引上げを目的とする議案を提出している。提案増額はオ一及オニ子にそれぞれ二五%、あとの子はそれぞれ五〇%である。そのような提案は事實上実行不可能なので、オ三子以降二五%増とする改正案の題目となつてゐる。次オである。

提案の二番目は社会保険の大御所の上院議員ジヨニオから出ている。この提案は会員二十万を数え「社会主義婦人共済組合」"Les Femmes Prevoyantes Socialistes"として知られる相互団体と共同で編み出したものである。

この提案は、母親が家庭にとどまつてゐる場合子供一人について九四〇フランの月割補償金を与えるものである。子供が一人だけの場合は、その子が三才に達した後は補償金は半減される。この九四〇フランの額は労働者の賃金の半だから、三人の子供を持つた母親は、家庭内にとどまるとすれば賃金の総額分を自分にもらえる訳だ。

この支払は、夫の給料が年に十五万フランをこえない限り、賃金所得者の妻であるなしに関わらず母親全部に給されるが、夫の給料

が九万フランをこえると手当は減額になる。

このような仕組みの下では、夫が非常に高給を得てゐる場合でなければ妻は有給の職業についてお得にならないことになることは明白である。家以外の母親たちにとっては、自分で稼いで、給料は子供の二人分の手当をうけるよりも大して役にはなるまい。家族の世話をする人を産む費用で出したのでは論外である。

婦人社会主義者の会長ブルム夫人が議会で手当の額は議論の余地があると同意したのはむしろこの理由からであつた。これらの母親への手当は子供の教育期間中、最大限二十四才までは支払ふることになつてゐることを附記せねばなるまい。これらの母親の手当を贈る為には累進税が提案されている。

オ三の提案はキリスト教労働組合のもので、家庭にとどまる母親に、そして結局は妻に対して、月々千三百フラン支払ふことを要求するものである。家族手当も母親が働くのかぬに拘らず可成の程度引上げて子供にかかる全費用を贈る等になつてゐる。こうなると、妻子には十分の手当があることだし稼ぎによる収入それ自体は一人の人間の必要を贈うだけの為に使給されることになる。

スエーデンからは、非政治団体で会員中には各政党婦人を数える子持主婦労働組合の会長、カリシ、ハンマー夫人は母親たちの要求に関して面白いことを知らせてくれた。

この団体では、主婦に対して年に千クローネル、と、子供一人につき、母親が稼いでゐると家の主婦だとを問わず、五百クローネルづつ払ふよう要求している。これは、彼女たちの要求によれば、もし家にいる主婦が家事で給料をもらうようなことになれば家にとどまる婦人は余りに手堅すぎるからだという。

実際には母親が稼つくことは、夫が良い給料をもらつてゐる時だけ十分に償われてゐる(あるいはそう想われる)とハンマー夫人はいう。そうでない限り、彼女の一切の労苦に拘らず食べていくのがせいぜいで、いや、それすら出来かねることもある。彼女の犠牲はすべて勘定につかないものだからである。

主婦労働組合では、主婦手当のための財源を税金に求めることは、不可能とみている。主婦手当によつて新たな資本がつかうれる結果となる。なぜなら、あまりに、それによつて消費増進が起さるだろうし、又それ故に生産増進も、こうして戦争をまかなう財源はいつでもみつかるのである。

外のスカンジナビヤ諸国から又、他の國々と概して似よりの規模に立つ母親の爲の手当の語が一部の箇に出ているとの表せがはいっている。

英國では婦人団体は確かにこの問題に関心を持つており、この趣旨の決議を今までに通過している。婦人協同組合事務局長、がある。英國のC.クック夫人はこう書いている。「わが國では既婚婦人の爲のこの上の支給を求める気分は殆んどありません。現在、社会政策としては一般に出生率を改善する手段に向つて進められておりまして、進歩的な勤労者団体は公共基金からとか、又は法令により、一人人として支給を受けることよりむしろ、結婚により、男が相互に援助又は協力するような考え方の方を好んでおります。」

妻の手当賛成論

母親の地位改善のさまざまな提案は、もろもろ、深い人間的感情と勤勞階級を困窮の立場から救い出そうという眞の願望とに発している。

しかし私共は、これらの提案が同時に、主婦の完全な経済的自立を旨とすると考えてはならない。

これらの手当の主唱者の中には、婦人有利な民法改正に反対する、最激の敵もみえる筈だ。それに、手当とは大抵の場合、最も均衡が破れた家計を改善することにしか役立たないものである。

手当のオ一の目的は出生率増進の觀念を支持するにある。だが、これだけでは神秘主義者を家事にのみ没頭している母親に有利に傾かせるに足りないから、人民大衆に大きな印象をおこさずにはおかないような諸議論がつけ加えらるるのである。

以下がその主だつたものである。

家庭外で有給の仕事をする婦人は子供が少いか又は全然ない。

不幸のためとか、経済上の必要のためとかで、母親は家庭から遠いやうれるべきでない。彼女は有給の職業か家事かを自由に選択すべきである。その點には、主婦の立場は家庭の外で働く婦人のそれと大なり小なり等しいか又はそれと匹敵できるものでなくてはならぬ。つまり、家庭内の仕事の報酬となるものと外の仕事からうける給料との間の差額を妻に保障してくれるものがなくてはならぬ。それに、非常に多量の婦人は家庭生活と子供の爲に一身をすっかり捧げることが好きなのだ。この人たちにはそうした可能性を授けてやらねばならない。

そこで無資格な婦人労働者が一番に職場を棄てる。彼女はひくい賃金による労働市場をあけるのだ。働く主婦に二重の荷を背負わせるのは公平ではない。

工場の婦人労働者は入時間労働分の支払をうける。主婦はただで十六時間働く。

主婦の仕事は、夫が工場でよりよい状態で職務を完遂できるよう助ける。これは一つのチームで、雇着の爲に働くのだから、チームが支払をうけなくては行けない。

家庭外で働く婦人の罹病率或死亡率はこの人々の子供のそれと同様高い。子供は母親に対してこうしたことのないように要求する権利がある。家庭の外で働く婦人の家は秩序正しいものではない。家族は金詰や惣菜屋の品をあてがわれ、皆の胃袋はガタガタである。

普通母親がやる働きを行うことは大変な仕事なのだ。

母親たちに給料を支払えば家事の値打を引上ることとなろうし、ひいてはその重要性の認識に到達しようというものだ。

これにくらべて、夫と妻とがともに働き、給料を二人分もらつてゐる子供のない家庭の生活様式は家族を養う爲國窮と戦つてゐる人々との間に不公平の感をおこさせる。それに、社会保障政策で婦人労働者は疾病給付や失業給付をもらへる。それなのに家庭の主婦

にはそれがない。

こゝの理由のすべてが多数者の意見を左右していることは隠れもないし、又、こうした議論で主婦の手当を約束することはお守り御用なのだ、とくにその約束から利益を得る者の側に何も余分の努力を必要としない場合には。

おまけに、そのような改革は婦人労働者に対する古くからの男本位の偏見に力を添えるものなのだ。男たちは、自分たちの組織の中では、婦人労働者の立場を弱体化しそうな措置に拍手を送りながらそのような措置が遂には彼ら自身の家庭や子供たちの地位を揺るがす虞を考えない。むしろ、彼たちが確実にかせげる外の仕事を得られず、親を助けにきてくることがなくなつたとしたら、老夫婦は一体どうしようというのであろう？

議論となった諸点

出生率について

婦人の賃金労働者が子供をもつように奨励すれば、切に母親を、子供のために入用な費用を一切持たなくてよい子供のない婦人労働者よりも、利益がなく、劣った地位におくことにほんどうになるだろうか？

婦人労働者とてもおなじく子供を養ふのだらう。殊に子供が学校に達してから仕事に歸りたいと望むとき、子供への愛と、職場への意欲とになやむのである。

だが世界は本当に人口不足に悩んでいるだらうか？ 公衆の報道から判断すると、それはそれの筈である。

マーシャル計画の食糧農業部長は、西欧の現人口は、戦前を10%上回っていると述べている。過去十年間に世界の人口は年二千万人の割合で増えている（そのうち四百方はインド）、イタリー人口は年七%ふえた。世界人口は二十五年で五億程ふえるとの推定である。

国連食糧農業機構の努力は、世界の人口を養うだけのあらゆる可能手段を研究する上にも向けられており、それも世界が土産の農産物の需感にさらされている以上一層甚だしい。米国だけで年に三百万トンの沃土が失われているのである。

人口減少の懸念は人口増進を余りにも国家主義的な角度から見たためにおきたのではないのか？

移民はつねに人類進歩の一要素であつた。一九二七年ストックホルムでのE.C.A. 会議でシムルツ（経済学者）は保護貿易主義（保護関税をかけて外国品の輸入を制限する）に反対して恵助的な潮流を打った。人は手をつれねて餓死する筈にはいかなないのである。

ボゴタの（南米コロンビアの首都）の汎米会議では、ヨーロッパ

に対してラテン、アメリカが出来る。唯一といわぬまでも最上の援助とはその余剰人口の移住するのを許すことなどの点を力説した報告書が提出に当たった。「相当度の人口削減なしに食糧を軽減できない国はヨーロッパに少くとも二国ある。イタリーは産業が相当度に進達しない限り、しかもそれはありそうにみえないが、千から千五百万の余剰人口を抱えるようになってしまう。」

ブルツェルの保守系誌は最近「イタリーにおける情勢の重大さは仕事の出にくく、相対的に速く増殖している人口の余剰の割合を欠くところにある。人口の流通は貨物の流通に劣らずその国にとって重要である」との言を公けにした。

もう一つ同じ論上の一文は、他の西欧諸国同様、ベルギーも、自国の基礎産業の発展のために、経済上立ちおくれを他の国々に人口資源を供給してくれるように呼びかけねばならないとの意見を出している。「この問題は当然の過程で、避けられないものであり、我々としてはこれに仕方がないを得ない。」事実、子供の数の増加は坑夫や鉄鋼産業や農業の労働者の数の増加を意味するものである。

フランス、ベルギー及びイギリスでは外国人労働者の雇用のため殊に大きな努力を払っている。出生数は増加しているが、フランスでもこの慣行を続ける覚悟である。

「選択」の議論

家の収入を補うため家の外で働くのを得と見てもはや困はなくなつた婦人は、この家にいることが、どちらかの、選択に直面しているとの困難は私共は受け入れたくない。

婦人を家庭の適はたえ引戻すには二つの方法がある。一つはファシズムの独裁者達が用いたもの。もう一つは婦人が仕事で得る利益をおさえてしまふのだ。

夫の稼ぎが充分であり、子供の全部につく適宜な多額の手当が補充されている場合、はじめて妻は自由に自由に、仕事から退却できるのである。

しかし妻に家の外で口を探さねばならぬという経済上の逼迫が完全に消えなくなるといふだろうか？ ますます新しい消費項目が續いて生れては労働者の家計にのしかかるく娯楽、芸術的

趣味、子供の教育、旅行)それは一家の好みが違う毎に異なる願望なのだ。人によつては母親が家庭にいてだけで満足がいくというの、しかし必ずはない。

母親の給料は、経済上の逼迫から彼等らを解放するものだろうか？ 私共は、フランスでこの改革が少なからぬ程度実現になつたことをお知らせした。

フランスの事は「単一給料手当」があるにもかかわらず、他の或る国々でよりも大きな困難をなめている。或る名人はブルツェルの新聞、*Le Peuple*で八月十七日に書いて「極端な分配の不平等がフランス野放階級の大部分を耐え難い低生活水準におとしめているのと、他方国民中の別の階級は不運な繁栄ぶりをみせられている。工場や行政府や学校の高層階級の人々は心配げに胸を打っている。『明日はどうなるんだろう？』」

おれは望まれた手当がなかったら恐らくもつと悲しかったろう、しかし手当だけでは家庭に渡る母親にどれ程の平安をもたらす事はないのである。

低額金労働が一掃されるといふ議論

婦人労働者のなかで他の若より低い給料で働く氣のない者があるとすればそれは必ず母親だ。家庭の外での仕事からいくらか得て、又家に留まればどの位得になるか、母親たちは、度々に計算しているのである。

母親を家庭に囁して人口を減らせば賃金が上る、と極める人々に対しては我々は、婦人が家庭に歸つた結果、出生率の引上げが起つて、人口はまたいえるだらうと云ひかえせるのだ。此等の企業家がきわだって「単一給料」びいきなのはまさにこの理由からなのである。

また婦人が家庭に入つたら工場労働者の賃金が上ると考えやすいが、実は工場を去る婦人達はおそろしい条件で家内工業的な仕事につく、それは登録もなく、管理もされていない仕事なのだから

——労働組合的聖地よりみて賃金引き下げの役に立ち、何より寛大な立場である。

ベルギーの被服労働者組合では、家族を養ふ仕事の増加が、これに対して警戒すべきであるとの叫びをあげている。その仕事はこうして社会保証制度下の所得税と加入費（収入の8%）を免れているのだ。これに加えて「家族の母親への給料」の諸利益がつくとしたら一体どうなることだろう？

二重の仕勞

既婚婦人労働者から或種の利益を剥奪するのは彼女の重荷を減らす道ではない。ただこの損失を別の出賃に追加するのみだ。家事を全部、いやほとんど全部をやりとげてこそ自分は本当の利益を得るのだと彼女はいうであらう。自分の給料に比較して、婦人労働者は、例えば教授などよりずっと沢山のものを失う筈である。

よく云われるのは、物々しき生活はない、もし報酬が大したことがなければ。」そしてこのことばは一部の集りでは喝采を博す。しかしこれは下らない、道徳上、経済上の両方からいって。

道徳上では、これは働く母親をたすけて、勇氣や進取性、相互扶助の精神をみせている家族を他のものに比べて一層さくない位置におくものだから。また経済上では、これ程多数の働き手を一時に生産から引上げしかも同数の家庭を眞に利することは不可能だろうから。又少なくとも一部の職業では、既婚婦人労働者の間で労働競争がおきこれを排するのは等しく不可能なことだろうから。

英国の制度ではこういう既婚労働婦人、2人に看護婦にあつて仕事に専らなるとを叫びかけざるを得なくなつてしまつた。そこでせうさせる為と云ふいろいろの利益を提議し、パート・タイムで働くことが奨励された。

英国では他の産業でもパート・タイム定時制を採用している。私共はこれが、二倍も長い労働時間と過勞を避ける最上の方法だと信ずる。これは既婚婦人労働者の大多数の氣に入るものだ。國際協

同組合に加盟している組合は四つの意見である。

私共が苦くところ、ノルウエーではイギリスと同じくパート・タイムの雇用は工場と、その他の商売で実施されている。

デンマークの組合では、多数の婦人が個人家庭に付いている為との問題を解決している者は多いと報じている。

米国では定時制労働者の交替で一日の労働時間が削減されることはないが、一日の一定時間、週の一曜日、更には年の一定期間だけの職業といった可能性はある。一般に、アングロサクソンの国々では週間労働時間は、四十八時間より短いのである。

私共は、大體金が報酬や不公平による差別的主観手当より定時制の仕事の方がはるかに好ましい事を確信している。

或種産業では若い婦人労働者の福利の爲定時的な恩恵制度を採用している。(半日工場で半日学校)。社会保証問題の専門家は、健康が水準以下の者に定時にやれる仕事を許そうとする。「半親身」者の雇用という觀念の採用をのぞんでいる。

家庭の福利のため何かしらやりたいと願っている一家の母親のことも又一考を要する。何故なら、彼女達のある者にとっては家の外での何かしらの仕事は満足の源とならぬまでも健康補助結果をたすかるがある。

死亡率と死亡率について

母の手で死亡率及死亡率は母親が家の外で働く場合高まる。と云ふだけでは充分でない。その原因をさぐり更に深い理由まで入っていくのが興味深いことであらう。何しろ既婚婦人が婦人の活動的を人口の大半を構成する米国で寿命がこれよりも長く乳児死亡率が低いではないか。

乳児死亡率の低下はイギリスでも戦時中みられたもので、その時は出産率と報酬のある職業に従事する母親の数の双方が傾かつた。私共はしかし、母親自身で出来る限り自分の赤んぼうをみるべきだと考えた。又大多数の場合、母親は

「第一給料手当はフランスで一人子持の母親の50%以上、二人子持の母親の40%以上に支給されている。ましてそのあとはいろいろある。

米国では、或職業では従業婦人の数が5%だけが天才未満の子供の母である。もつと多い年令三才までの子持ちの母親の割合はもつと少い。若い母親産を鼓舞する為ベルギーの保健省では月当り五百フランの保育特別金を下附している。

税負担がますます増えるのを避けるために、スイス政府は家庭で育つ子供のための補助金下付を提議している。

一定時期に限り支えたい収入の世帯に与えられるこのような手当は、一般方針としての「扶養ない養育の報酬金」として支持される主婦手当てと較べる家にはいかなない。

給料率、について

主婦が何も手当をもらうべきでない事を主張する人々は、家庭で主婦の代りをさせるには母親の金を費うことが必要だと主張すると否定的におちいつている。

家の修理や模様替に取人を一度も入れない人はどんなに経済節約によつていられるか考えてみた事がないのだろうか？

一方において人が受取る給料もある、それは本質的に労働組合の問題である。又他方にはその給料の産む成果——消費——がある。それは本質的に協同組合の問題である。

Dr

に曰く、「家庭は、

社会地とさえも、諸々の経済機能を保存するものである。その機能の重要性は現代家庭経済にむけられている注目により強調される所となつてゐることは注意してよい。家庭は単に最終的消費の行われる場であるばかりではない。それは亦業の場、仕事の場でもある。

ここにもう一つ、家族手当基金を主眼とした、M. J. L. 氏の論文の抜粋がある。(ベルギー)「母親の手当の問題は殆んど主張をみせていないが、それは問題に深入りする迄もなく、婦人が家庭に留まつている給お金をとつたり節約したりすることが彼女に出来るかどうかの鑑別が困難なせいなのである。実際家庭にとどまる既婚婦人には、種々さまざまの報酬つきの職業があるのだ。家庭にとどまる母親全部の普通の手当となると、それは濫用と不正の双方におち入るものと思われる。」

家の中の働きの経済価値がどれ位かは、一家の大きさや、国が何に住むか、村に住むかによるが、その算定は婦人の役なのだ。

所では、婦人は、市場で買わざるを得ないような野菜類を貯蔵するより自分の時間をお金にかえる方が氣をどられるどころことは明かである。それだからといってそのために彼女は罰せられるべきであらうか？

同様に否はしない議論は、家庭で主婦のする仕事は、男がどれだけの職を遂行出来るように、婦人は給料をもらつべきだといふのである。

一休男の給料は家庭の中の一切の必要や、サービスを購入するのに十数分だけあるはずのものである。なぜこの事を、商家や、農家や、工場主、又は工業の仕事の場合と直えて考えねばならぬのだろうか？

既婚男子だけがなぜそうした家庭の費用に対して特に補償されねばならないといふのだろうか？一方では一人者や寡夫や独身婦人達は何ももらえないといふのに？何れも婦人の場合は、業をする叔祖母の時間の一部を浮かせてくれる手助けを得る権利を否定されるといふ、これは奇妙な平等観念ではないか。

祝舞と悪い食事

母親が付きと出る家は乱舞で、一方家にいる所はきちんとしてゐると考えるのは間違つてゐる。どちらの場合もその反対を証するに十数分が上つてゐる。家の外で働く母親の場合、それは、多分に、家族のなかに、あるいは他人からでも手に入れる手助けや、家の設備、共同施設の可能、不可能、彼女自身の家事のやり方などにまつてゐる。

世界労働ではオランダで行われた調査の結果を、一九四七年出版したが、それは一般にいつて、母親が外で仕事している家がなかなか少くないといふことを証立してゐる。

いずれにしてもその証の主張するとする、一部の国では婦人労働者は、仕事と家庭との二つの仕事を結びつけるのを困難としている。(ことに食糧準備の困難により)。

栄養不良は、全ての公式発表に従えば、大衆の無智と貧困に帰因するといわれているのでこれらのものは争うていかねばならない。

自由になる時間は限られているのだから、聡明な婦人労働者なら煮炊きの手間の殆んどはしない栄養食品を盛出す事が出来よう。

リエージュ（ベルギー）の協同組合西書類では大衆の教授である、マリー・ナルクール夫人著の「知識層の婦人のための料理術」なるものを出版している。献立は二つの要素即ち時間と栄養価に基づいて立てられている。

戦前ノルウェーの小學生に給されていたパンにバター、チーズと果物だけの食事は、保健的見地からみればその効果の優秀さはなく知られている。この食事は「オスロの養食」と呼ばれていた。

面白いのは世界家族・人口会議（一九四七年、パリ）で鑑詰や惣菜製の店で家族を養っている主婦労働者を責めた人たちが同席に「オスロの養食」に非難の声を挙げた事だ、つまり個人生活に対する国家の干渉を構成するといっているのである。

それに又、米国で用いられている新冷凍法は、じきに主婦層に対して、鑑詰の代りに、てしかもその不便さがないような働きをもたらす筈になる。そして「婦人局」（米国労働者）出版の報告書からの抜粋をあげる。

火を入れさえすればよいと二時間ですつかり準備された、西人から大人の世帯用弁當での野菜調理の新法が商業として、米国に発表中である。野菜はセロファンで包んであり、これが缶物を清潔新鮮のまゝに保つ、統一サイズのボール罐で包装されたあらゆる種類の冷凍品は首都の隅々までと同様大ていの市や町まで運ぶ事ができる。価格は決して高くなく、手頃である。なおまたここにも、我々は戦時中に創設され、労使共同で行われた仕事であるとするので工場、菜園、養食、これに英国におけるその利便を調査した、I.C.A.の経済調査結果の研究もまた、私共は推薦したい。（国際共同組合評論）一九四八年三月）協同購入などの費用が高くなるからと婦人

が職場で働くよりも主婦に給料を支拂つた方がよいのだとする口実ではなならない。協同購入で利益をうけている婦人労働者はそのために自分で、組合費を支払はなくてはならないが、それがもし負担なら、自分が家庭にとどまるべきかどうか自分で判断すべきである。しかしながらその費用の切下げは、ふつうの主婦の利益からいって、彼女の生涯が長々と続く一連の家事と子供の世話になりしめめのためにも必要なことであるのはもちろんである。

米国の町では、半数以上の家が洗濯物を外に出しているが、農村の家庭では十パーセントぐらいの家庭がそうしている。農村の家庭をたずねるため、昭農組合では、二七に中西部の組合では何セントかを穴に入れると五ペロの洗濯物を自動的に洗ってくれる高圧に差つた機械を組合運物に据えつけている。農夫やその妻等は飲めるようになった牛乳ときれいになった洗濯物の両方を持って家に帰るのである。

同様の機械は郊外のアパートの地下にも据えてあるが、知悉している限りでは、この種の機械の第一号はジュネーアで据えつけられたのである。

スエーデン住宅協同組合の「子供ホテル」は万人の養育所である。（野用一日クロール）バレスタインの豪勢な植木と生茂つた庭園も、母親たちを他の仕事へ解放した共同活動がなかつたら沙漠から生れることは到底で冬なかつたらう。

またチェコスロバキヤでも解放以来協同組合が、ポーランドのと同じく婦人を解放して仕事へむけるような働きを献する上でますます重要な役割を演じてきた。私共は家事の価値を高める最上の方法はより良い組織と技術と技術によつてその能率を増進する事だと確信している。

主婦の「暮らし方」——二重の収入源をもつ場、

労働者は、同僚達同様に敵対してはならない。二重に資本家の利益はそのまゝにしておきたがる連中に牽かれて敵対して

はならない。二人前の給料は必ずしも安全な生活を意味する訳ではない。それに、こればすべて会計法の問題でもある。

収入源が二つで子供のない世帯をより出すというなら、家に残っている子供がなし妻のらくな生活と、母としての立場に立つて、彼女がこの世に生み出した者たちを育て教育しようと奮闘している母親の生活とをなせくらべてみないのか？

ベルギーでは低級及中等給公務員のため、F. O. gers (雄婦) の名称で、既婚男子及女世帯主むけの手当が支給されていることを私は指摘したい。これは、母親が家族に養育条件付での主婦手当よりずっと妥当ないき方である。スイス政府も亦、中等賃金の家庭に主婦手当を払っている。

社会保障

外に働く婦人は疾病及失業手当をもらうから家庭の母親には主婦手当を要求するというのは、これらの人々に社会保障に関する健全な概念をあてえることは出来ない。

すべては社会保障と結びついた種別がどれなければならないのである。この点では多くの国が非常に困難な問題にまだ突進段階にあるため、この程度まで疾病給付を病む主婦達にもけて払えといつたりしないのか、今はお述べることが出来ない有様である。

しかし何にしろ主婦達にもつとしてやれることだけは可能であらう。出産や休日支給の点で、現には年金や療養の点でも、彼女達を婦人労働者と同等の高さにおく事はできるだろう。

スイス婦人協同組合では、会員のため毎年クローネルの保険料で災害に対する保険をつくる先鞭をつけた。

ベルギーでは婦人の相互団体「社会主義婦人協同組合」は、家庭を離れた療養の療養する際に（療養診療所に入院すること）一日一定額だけ支払つてやるための拠出をすることを会員に呼びかけるという名案を思いついた。政府も今ではこうした相互団体を援助している。

家族や家庭の手助けのための機内は大ていの国で今やますます沢山実現に至っているが、病にたおれた母親には非常に重要な役を果たしてくれるものである。

イギリスとベルギーでは、主婦は夫の給料から差引の払込金で一部賄はれる無料保険事業の恩恵に浴している。

英国では疾病にかかった労働者は療養や失業の場合主婦たる妻の分として別に十六シルだけもらえる。夫と暮らしている婦人労働者の疾病乃至失業手当はもっと少いが、彼女らはもし望めば、この目的のため主婦とみてもらう並を望む事もできる。その場合彼女に自分の給料からごく少額の払込をするだけである。

低級又は中等の収入グループの母等には休日の外出に無料交通切符を配付するスウェーデン政府の計画の利便については時間がないのでない。

社会改革の際の優先権

社会問題の専門家リエージュ(ベルギー)の郡政部に所属するジャンマルシー氏の記事の一部を再録するのは興味深い。

学校を出る年齢を十四才から十六才に引上げて一家の父親の負担を増すことが提案になっている折から、家族手当のためにとつてある金の一部を家庭にとどまる主婦に手当を減けるために使用するのとはふさわしい時期かどうか問題である。

「家庭の妻や母親のための手当は生産の増加を導くものではなくむしろ、給料として生産に対して分配される部分が減らされることになるだろう。資本の所有者が資本達の利潤や利子のなかから主婦の手当に支拂う額を出すことを同意するなんていうことでもないかぎり、そしてそんなことはありえないことだ。」

これは全体としてはまず第一に雇用者の資金の一部を控除して、別的主婦手当という形式によつて、その再分配を同じ雇用者の中の最小部分に対して行わせるものであらう。これが望ましいことだろうか。……」

しかしながら、生産方法改善の結果としていつの日か社会が十分裕かとなり、社会問題に大きな前進をなし得るようになる。との

考え方は排除されるべきではない。ただそのときは、或種の社会政策についての要求の間で優先をおこなうことになるだろう。解雇の引下げとか、年次休暇の延長、労働時間短縮、義務教育年令引上げ、さらには更に、妻が家庭にとどまざるようにするための給料全額の増額など。」

しかしながら家庭にとどまる婦人の手当を要求する権利が他のそれらすべての要求に優先するなどは主張出来るものではない。

論議のたれ

図たり寄つたりの家庭的義務を圓う二人の婦人を考えてみよう。片方は家庭を治めているだけ。もう片方は家事の外に職業で本人の蓄積につとめていたり、事務所、清書の仕事をしていたり、精神の彩色に従事している。彼女等は、その職業に対して適当分の所得税を拂つてゐる。

そこで第一の婦人は社会に向いてどういふとする。外で働いている婦人は、自らの労力で稼いでいるもの半分以上の三分の一なりの手当を家にいる主婦に拂つてくれなければいけないと。

第二の人は当然のこととしてどう考える、自分は給料の半分以上の二の五のために働いたのだつたから、正規の所得税に加えて自分は別の分、すなはち家にいる主婦のために、ひとくち重税を課せられるべきだと。

一九四八年、英國の蔵相、サー、スタフオード、グリッパスは、所得税の支拂の方法を、既婚婦人が働きに出やすいようにとりかめをして注目されている。すなわち主婦が働いて給料を稼いでいるとき、夫婦の収入を合算して課税を課することをなくした。税は各人の給与で個別にとり立てられることになつてゐる。

婦人労働者の働く権利を否定する氣はないといふながら一方で仕事の実質的な利益を婦人から剝奪するのは、筋が通らないことだ。

平等とは一律にならざるべきではない。誰にもその努力に応じてというのが、協同主義の原則なのである。職業的な資格も又特殊

な努力の結果である。そのような努力も、若い娘の方でその労働能力を格別な将来の家族の福利のために使おうとしても何の得にもなつてくれないと、わかつたのでは、促進される氣づかいがないのである。

所得税が各自の収入に比例すべきこと、子供の手当が母親が取らなければいふといふこと、それからは独立すべきことはほんの常識である。実質的な平等だけが唯一の問題ではない。家庭の外で働く婦人はさめて、しばしば或種の貴重なたのしみや断念しなければならぬ。閑暇とか、社交、子供たちと一緒に遊ぶ、自分の性格の伸長などを。現在の私共の社会状態では給料を稼がないでこれら全部を獲得することは出来ないのである。

一部の母親たちは、こうした犠牲をたのしんでゐるが、それは主として彼女たちが、こうした犠牲は一時的に置かずいつの日か目的を達して「有難う」といふことができたときの満足はいやゝして大きなものとなることを確信しているからである。こうした理由だから、彼女等の外で働くという決意は、経済的直感論を問はずに外部的圧力の結果であつてはならないのである。

（三）

結 論

すべての主婦を分け、だてなく入れる婦人協同組合は、その中の一グループだけの爲に特権を求めるべきでないと思ふ。すべての婦人は家庭の組織と母性としての義務からおこなつてくる等しい義務を負つてゐるのだ。戦后国際婦人団体連絡委員会が家庭に残る母親のための手当の提議を拒否したことを私は思ひ出す。

それらの手当は主婦に眞の独立を保障するものではない。それはたゞ、人を奴隷にする勞役から主婦を解放し母親のためにより良い状態をもたらし上にもつと効果的な他の解決策の実現をおくらせるばかりである。他の解決策とは、即ち、

社会福祉より

稼いでいるいないにかかわらず母親に支払われる家族手当。その重要性は国民所得の増大とその分配方法の改善につれて増大する。

合理化された家庭。これは家事労働に割かれる時間数を減らす、住居手当。これがどうしてもの中級の収入の家族に可能としてくれよう。

家庭経済及技術研究所。家庭経済や技術についての知識を普及することは主婦が処理する仕事の能率を増すこととなる。

公共団体が組織する又は、協同組合組織によつた集団的職業により母親を解放し、彼女等の個性の十分な伸張を許すこと。

通学期間と技能養成制度の延長。これに若い娘達は職業的、家庭的の訓練が要求、ひいては一生の危機に備えることが出来る。

社会奉養を延長して主婦を保護し、ひいては平等の権利を享受している他の婦人労働者の列に加わらせる。

経済的見地より

完全雇用政策を以て、子供が乳児期を過ぎれば、もし望めば母親が返を得ることを可能とする。

価格政策による労働者の生活水準の引上げ。これは腐蝕政策を補正すべきものである。生産増強、仲介者の減数による分配及用役費の切下げ、及あらゆる形式による協同の促進。

單價削減による有効消費材の増大。法財更地より。

主婦の仕事が他のいすれの生産労働者のそれにも等しい重要性をもつという法の法律、家族及社会による承認。

夫と妻の共通利害の中心、即ち家庭、においての夫妻の完全なる平等。

夫の所得の一部に対する主婦の法律上の権利。

動産並びに共有財産の一部をなす財産を有する主婦の権利。

国連婦人の地位委員会に。人として市民としての経済権利の宣言という枠内での主婦の経済権利の研究。

1954年4月1日 謄写

1954年4月3日 発行

編集兼
発行人 労働省婦人少年局

印刷人 労働省婦人少年局

印刷所 東京都千代田区富士見町10/6

有限
会社 協立社荏原印刷所